

改正後	改正前
第 1 編 総則 第 1 条 (略) 第 1 条の 2 定義 1～7 (略) 8 まち再生総合支援事業 前第 1 項第七号にいう「まち再生総合支援事業」とは、民間事業者の能力を活用し都市再生を全国的に推進するため、本要綱第 8 編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。 一 まち再生出資事業 本要綱第 8 編第 1 章において定めるところに従って実施される事業で、次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ 民間事業者による拠点施設整備事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号)第 7 条に規定する拠点施設整備事業をいう。)を推進するため、認定事業者(同法第 9 条に規定する認定事業者をいう。)の認定事業(同法第 11 条に規定する認定事業をいう。)の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第 12 条の 3 第 1 項第三号において「拠点施設整備事業に係る費用の一部」という。)について同法第 15 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの 二～四 (略) 9～18 (略) 第 1 条の 3・第 1 条の 4 (略)	第 1 編 総則 第 1 条 (略) 第 1 条の 2 定義 1～7 (略) 8 まち再生総合支援事業 前第 1 項第七号にいう「まち再生総合支援事業」とは、民間事業者の能力を活用し都市再生を全国的に推進するため、本要綱第 8 編において定めるところに従って行われる次に掲げる事業をいう。 一 まち再生出資事業 本要綱第 8 編第 1 章において定めるところに従って実施される事業で、次に掲げるもの イ・ロ (略) ハ 民間事業者による拠点施設整備事業(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成 19 年法律第 52 号)第 7 条に規定する拠点施設整備事業をいう。)を推進するため、認定事業者(同法第 9 条に規定する認定事業者をいう。)の認定事業(同法第 11 条に規定する認定事業をいう。<u>ただし、同法第 2 条第 2 項第四号に掲げる拠点施設に係るものを除く。</u>)の施行に要する費用の一部(公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他建築物の利用者、都市の居住者及び滞在者その他の関係者の利便の増進に寄与する施設の整備に要する費用の額の範囲内に限る。第 12 条の 3 第 1 項第三号において「拠点施設整備事業に係る費用の一部」という。)について同法第 15 条第 1 項第一号イからホまでに掲げる方法により支援を行う民間都市開発推進機構に対し、まち再生基金の造成につき国が必要な助成を行うもの 二～四 (略) 9～18 (略) 第 1 条の 3・第 1 条の 4 (略)

改正後

第2編 都市再生総合整備事業

第1章・第2章 (略)

第3章 都市再生コーディネート等推進事業

第4条・第4条の2 (略)

第4条の3 補助事業の実施等

1 機構は、事業の対象区域において次に掲げる事業を行うものとする。
一〜八 (略)

九 事前防災まちづくりに関する研修

2 機構が平成 31 年度以降に着手する第 1 条の 2 第 2 項第三号イにおいて定める事業は、次の表の政策目的の欄の各項に掲げられる政策目的の達成のため、同表の対象地域等の欄の当該各項に掲げられるいずれかの地域等を含む地区、又は計画の策定等が見込まれる地域等を含む地区において行うものとする。ただし、地方都市等において、平成 29 年度以降に着手する場合は、立地適正化計画を作成し、又は作成することが確実と認められる自治体の地域に限るものとする。また、前項第九号において定める事業について、都道府県を対象に行う場合は、すべての都道府県を対象とする。

	政策目的	対象地域等
(1)	都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生	第一号から第八号まで、第十二号に掲げる地域等
(2)	地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生	第五号、第七号から第十号まで、第十二号に掲げる地域等
(3)	防災性向上による安全・安心	第二号、第十一号から第十七号までに

改正前

第2編 都市再生総合整備事業

第1章・第2章 (略)

第3章 都市再生コーディネート等推進事業

第4条・第4条の2 (略)

第4条の3 補助事業の実施等

1 機構は、事業の対象区域において次に掲げる事業を行うものとする。
一〜八 (略)

(新設)

2 機構が平成 31 年度以降に着手する第 1 条の 2 第 2 項第三号イにおいて定める事業は、次の表の政策目的の欄の各項に掲げられる政策目的の達成のため、同表の対象地域等の欄の当該各項に掲げられるいずれかの地域等を含む地区、又は計画の策定等が見込まれる地域等を含む地区において行うものとする。ただし、地方都市等において、平成 29 年度以降に着手する場合は、立地適正化計画を作成し、又は作成することが確実と認められる自治体の地域に限るものとする。

	政策目的	対象地域等
(1)	都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生	第一号から第八号まで、第十二号に掲げる地域等
(2)	地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生	第五号、第七号から第十号まで、第十二号に掲げる地域等
(3)	防災性向上による安全・安心	第二号、第十一号から第十六号までに

改正後			改正前		
	なまちづくり	掲げる地域等		なまちづくり	掲げる地域等
一～十一 （略）			一～十一 （略）		
十二 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号国土交通事務次官通知）第 2 第 <u>11</u> 号に規定する整備地区			十二 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付け国住市第 350 号国土交通事務次官通知）第 2 第 <u>10</u> 号に規定する整備地区		
十三・十四 （略）			十三・十四 （略）		
<u>十五 事前復興まちづくり計画及びその他法定計画に防災拠点を位置づけている自治体における、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）附属第Ⅱ編イー 1 3－（1）①都市防災総合推進事業に規定する災害の危険性が高い区域を含む市街地</u>			<u>十五</u> 被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域		
<u>十六</u> 被災市街地復興特別措置法第 5 条第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域			<u>十六</u> 被災した地域等であって、地方公共団体より要請があった地域		
<u>十七</u> 被災した地域等であって、地方公共団体より要請があった地域					
第 4 章・第 5 章 （略）			第 4 章・第 5 章 （略）		
第 3 編 都市再生区画整理事業			第 3 編 都市再生区画整理事業		
第 6 条 定義			第 6 条 定義		
本編における用語の定義は、土地区画整理法（以下、この編において「法」という。）及び第 1 編第 1 条の 2 に定めるところによるほか、次に定めるところによる。			本編における用語の定義は、土地区画整理法（以下、この編において「法」という。）及び第 1 編第 1 条の 2 に定めるところによるほか、次に定めるところによる。		
1～5 （略）			1～5 （略）		
6 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生特別措置法第 8 1 条 <u>第 1 4 項</u> に規定する低未利用土地利用等指針をいう。			6 「低未利用土地利用等指針」とは、都市再生特別措置法第 8 1 条 <u>第 9 項</u> に規定する低未利用土地利用等指針をいう。		
7 「誘導施設整備区」とは、都市再生特別措置法 <u>第 1 0 5 条の 2</u> に規定する誘導施設整備区をいう。			7 「誘導施設整備区」とは、都市再生特別措置法 <u>第 1 0 5 条の 2 第 1 項</u> に規定する誘導施設整備区をいう。		
8～1 2 （略）			8～1 2 （略）		

改正後	改正前
1 3 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村（特別区を含む）が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画 二 地区整備方針（土地利用、公共施設の配置・規模） 三 その他必要な事項 <u>1 4 「連鎖型土地区画整理事業プログラム」とは、市町村が策定する一体的に整備すべき一団の区域について、5筆以上の更新困難敷地（幅員4m以上の道路に2m以上接していない宅地）を解消する複数の土地区画整理事業のプログラムで、前項各号に掲げる事項を記載したものをいう。</u> <u>1 5・1 6</u> （略） 第6条の2 （略） 第6条の3 施行地区 1 都市再生事業計画案作成事業は、<u>居住誘導区域（「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市（市街化区域内の人口密度が40人／ha以上あり当該人口密度が統計上今後も概ね維持される市町村、又は、都市計画区域に対する市街化区域の割合が20％以下の市町村）」の区域を含む。以下第6条の3において同じ。）に過半が該当する地区であって、</u>次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。 一 第6条第1項第二号イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。	1 3 「一体的土地区画整理事業プログラム」とは、市町村（特別区を含む）が策定する一体的に整備すべき一団の区域について街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業のプログラムで、次の各号に掲げる事項を記載したものをいう。 一 土地区画整理事業の名称、施行地区、面積、事業主体、事業施行期間及び資金計画 二 地区整備方針（土地利用、公共施設の配置・規模） 三 その他必要な事項 （新設） <u>1 4・1 5</u> （略） 第6条の2 （略） 第6条の3 施行地区 1 都市再生事業計画案作成事業は、次の要件のいずれかに該当する地区において行うものとする。 一 第6条第1項第二号イに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

改正後	改正前
イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区に施行地区の過半が該当する地区であって</u>、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。 (1)～(4) (略) ロ 次の要件に該当する地区 (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>内(都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤整備水準が低い地区であること。 (2) (略) ハ ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区((1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。) (1)・(2) (略) (3) 都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)第12条<u>第1項</u>に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第2項第二号の区域に係る地区であること。 (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想において定められた同条第2項<u>第一号</u>の区域に係る地区であること。 ニ・ホ (略) 二 第6条第1項第二号ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。	イ 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>に係る区域に存し</u>、かつ、次のいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤の整備水準が低い地区。 (1)～(4) (略) ロ 次の要件に該当する地区 (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想若しくは方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する都市基盤整備水準が低い地区であること。 (2) (略) ハ ロ(1)の要件に該当し、かつ、次の要件のいずれかに該当する地区((1)から(4)までのいずれかの要件に該当することが確実な地区を含む。) (1)・(2) (略) (3) 都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)第12条<u>第11項</u>に規定する同意を受けた交通結節機能高度化構想において定められている同条第2項第二号の区域に係る地区であること。 (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第25条第1項に規定する基本構想において定められた同条第2項<u>第二号</u>の区域に係る地区であること。 ニ・ホ (略) 二 第6条第1項第二号ロに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、次のいずれかの要件に該当する地区において行う。

改正後	改正前
イ 次の要件に該当する地区 (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、<u>前号</u>イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。） (2)・(3) （略） ロ・ハ （略） 三 第6条第1項第二号ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。 四 第6条第1項第二号ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区<u>又は準人口集中地区</u>に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又	イ 次の要件に該当する地区 (1) 直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（都市機能誘導区域内にあっては、施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、<u>前項第1号</u>イの(1)から(4)までのいずれかの計画、構想又は方針に定められ、又は定められることが確実な区域に存する地区（ただし、都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定めることが確実な地区に限る。） (2)・(3) （略） ロ・ハ （略） 三 第6条第1項第二号ハに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画（低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。）で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。 四 第6条第1項第二号ニに掲げる事業に係る都市再生事業計画案作成事業については、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）に存し、かつ、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区（立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る。）において行う。

改正後	改正前
は定められることが確実な地区に限る。) において行う。 五 (略) 2 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号イに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって、</u>次の要件に該当する地区において行うものとする。 一 (略) 二 次の要件(前項第一号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。)のいずれかに該当する地区であること。 イ (略) ロ 前項第一号ロの要件を満たす地区。ただし、前項<u>第1号</u>ロ(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること(以下「安全市街地形成重点地区」という。) ①・② (略) ハ～ホ (略) 三 (略) (1) (略) (2) 複数の土地地区画整理事業の換算面積の合計の値(一体的土地地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地地区画整理事業、<u>又は、連鎖型土地地区画整理事業プログラムにおいて、更新困難敷地を解消する複数の土地地区画整理事業</u>であって、一体的に整備すべき一団の区域の2分の1以上が土地地区画整理事業により整備される場合に限る。)が2ヘクタール以上であること。 (3)～(5) (略) 3 都市再生土地地区画整理事業のうち、第6条第1項第二号ロに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって、</u>次の要件に該当する地	る。) において行う。 五 (略) 2 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号イに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。 一 (略) 二 次の要件(前項第一号イに規定する計画、構想又は方針において定められた場合に限る。)のいずれかに該当する地区であること。 イ (略) ロ 前項第一号ロの要件を満たす地区。ただし、前項<u>1号</u>ロ(2)①又は②の要件に該当する地区については、次の要件に該当すること(以下「安全市街地形成重点地区」という。) ①・② (略) ハ～ホ (略) 三 (略) (1) (略) (2) 複数の土地地区画整理事業の換算面積の合計の値(一体的土地地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の2分の1以上が土地地区画整理事業により整備される場合に限る。)が2ヘクタール以上であること。 (3)～(5) (略) 3 都市再生土地地区画整理事業のうち、第6条第1項第二号ロに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。

改正後	改正前
区において行うものとする。 一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に<u>一時</u>滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。 二・三 （略） 4 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ハに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、次の要件に該当する地区において行うものとする。 一～三 （略） 5 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ニに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、次の要件に該当する地区において行うものとする。 一～三 （略） 6 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ホに掲げる事業は、<u>居住誘導区域に過半が該当する地区であって</u>、第2項又は第3項の要件に該当する地区において行うものとする。 7 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち第6条第1項第三号イに掲げる事業は、第6条の3第1項<u>第五号</u>の要件（推進地域に定められた区域に存する場合に限る。）に該当する地区において行うものとする。 8～10 （略） 第6条の4～第6条の6 （略） 第4編～第7編 （略）	一 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地（災害時に<u>一次</u>滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む。）の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること。 二・三 （略） 4 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ハに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。 一～三 （略） 5 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ニに掲げる事業は、次の要件に該当する地区において行うものとする。 一～三 （略） 6 都市再生土地地区画整理事業のうち第6条第1項第二号ホに掲げる事業は、第2項又は第3項の要件に該当する地区において行うものとする。 7 被災市街地復興土地地区画整理事業のうち第6条第1項第三号イに掲げる事業は、第6条の3第1項<u>第四号</u>の要件（推進地域に定められた区域に存する場合に限る。）に該当する地区において行うものとする。 8～10 （略） 第6条の4～第6条の6 （略） 第4編～第7編 （略）

改正後	改正前
第8編 まち再生総合支援制度 第1章・第2章 (略) 第3章 まちづくりファンド支援事業 第14条・第14条の2 (略) 第14条の3 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の実施等 1 (略) 2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 金融機関又は金融機関の投資専門子会社からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。 3・4 (略) 第14条の3の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の実施等 1 (略) 2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング（インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。）を活用する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは跡地等管理等協定（以下「都市利便増進協定等」という。）に基づく民間まちづくり事業であること。 三 (略) 3～5 (略)	第8編 まち再生総合支援制度 第1章・第2章 (略) 第3章 まちづくりファンド支援事業 第14条・第14条の2 (略) 第14条の3 まちづくりファンド支援事業（マネジメント型）の実施等 1 (略) 2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 金融機関からまちづくりファンドへの出資が既に行われ、又は今後行われることが見込まれること。 3・4 (略) 第14条の3の2 まちづくりファンド支援事業（クラウドファンディング活用型）の実施等 1 (略) 2 前項の支援に係る要件は、次に掲げるとおりとする。 一 (略) 二 前号に掲げる助成等の対象が、クラウドファンディング（インターネットサイトを通して、投資家等から資金を集める仕組みをいう。購入型、寄付型、貸付型及びファンド型に限る。）を活用する民間まちづくり事業（当該民間まちづくり事業と関連して一体不可分なソフト事業（人件費、賃借料その他の経常的な経費を充てて行うものを除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定若しくは跡地等管理協定（以下「都市利便増進協定等」という。）に基づく民間まちづくり事業であること。 三 (略) 3～5 (略)

改正後	改正前
第14条の3の3 (略) 第4章 (略) 第9編・第10編 (略) 第11編 国際競争拠点都市整備事業 第1章・第2章 (略) 第3章 国際競争業務継続拠点整備事業 第29条 (略) 第30条 エネルギー導管等整備事業計画 1・2 (略) 3 エネルギー導管等整備事業計画には、エネルギー導管等整備事業の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 (略) 三 エネルギー供給システムの概要（エネルギーの面的利用の概要、エネルギー供給施設、<u>エネルギーマネジメントシステム</u>、供給対象建築物等について記載すること。） 四～十四 (略) 十五 <u>エネルギー導管の施工方法の概要</u> <u>十六</u> その他必要な事項 4 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、エネルギー導管等整備事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件（前項第十一号のエネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を行う者が、地方公共団体又は機構である場合は第一号から第<u>十二</u>号に定める全ての要件）に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。	第14条の3の3 (略) 第4章 (略) 第9編・第10編 (略) 第11編 国際競争拠点都市整備事業 第1章・第2章 (略) 第3章 国際競争業務継続拠点整備事業 第29条 (略) 第30条 エネルギー導管等整備事業計画 1・2 (略) 3 エネルギー導管等整備事業計画には、エネルギー導管等整備事業の実施に関する次に掲げる事項を定めるものとする。 一・二 (略) 三 エネルギー供給システムの概要（エネルギーの面的利用の概要、エネルギー供給施設、供給対象建築物等について記載すること。） 四～十四 (略) 十五 その他必要な事項 4 国土交通大臣は、第1項の申請を受けた場合において、エネルギー導管等整備事業計画の内容が法令に定めるところに違反しない場合で、かつ、次の各号に定める全ての要件（前項第十一号のエネルギー導管等整備事業の対象とする施設整備を行う者が、地方公共団体又は機構である場合は第一号から第<u>八</u>号に定める全ての要件）に該当すると認められる場合、当該計画を認定するものとする。

改正後	改正前
一～八 （略） 九 エネルギー導管等整備事業の対象とする<u>エネルギー導管の施工方法が現地の状況に応じており、費用に対して妥当なものとなっていること</u> <u>十 エネルギーマネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られるものとなっていること</u> <u>十一 エネルギーマネジメントシステムを交付対象とする場合は、導入されるエネルギーマネジメントシステムがエネルギーの使用の合理化に高い効果を発揮できるものとなっていること</u> <u>十二 エネルギー導管等整備事業の対象とするエネルギー導管の整備が、次のいずれかとなっていること。</u> <u>イ 公共空間の整備（道路事業や都市開発事業等の基盤整備）と一体的に整備されるもの</u> <u>ロ 既存建築物を更新又は改修して既存のエネルギーの面的利用に接続する場合は、公共空間の改編を要しないものであること又は、供給施設の取り出しの整備等と合わせて公共空間内に整備されるものであること</u> <u>十三 エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な（又は将来的に可能な）施設となっていること</u> 5 国土交通大臣は、前項第五号から第<u>十三</u>号の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。 6 国土交通大臣は、エネルギー導管等整備事業の構想段階において、第4項第五号から第<u>十三</u>号の要件に該当するか否かについて、エネルギー導管等整備事業の実施前で、かつ、事業計画の詳細検討が進んだ段階で学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、第4項に定める認定を行うことができる。なお、再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、エネルギー導管等整備事業の実施に要する費用に対する国の補助を行わないものとする。 7・8 （略） 第31条 補助対象事業	一～八 （略） 九 <u>前項第九号の</u>エネルギー導管等整備事業の対象とする<u>施設整備が公共空間に整備され、かつ、</u>エネルギーの面的利用によるエネルギー供給の希望意向を示す者に対して、供給可能な（又は将来的に可能な）施設となっていること 5 国土交通大臣は、前項第五号から第<u>九</u>号の要件に該当するか否かについて判断するにあたっては、予め、学識経験者の意見を聴くものとする。 6 国土交通大臣は、エネルギー導管等整備事業の構想段階において、第4項第五号から第<u>九</u>号の要件に該当するか否かについて、エネルギー導管等整備事業の実施前で、かつ、事業計画の詳細検討が進んだ段階で学識経験者の意見を聴き、再度確認を行うことを前提として、第4項に定める認定を行うことができる。なお、再確認の結果、要件に該当しないことが明らかになった場合は、エネルギー導管等整備事業の実施に要する費用に対する国の補助を行わないものとする。 7・8 （略） 第31条 補助対象事業

改正後	改正前
国際競争業務継続拠点整備事業の補助対象は、次の第１項から第２項に掲げる事業とする。 １ （略） ２ エネルギー導管等整備事業 都市再生安全確保計画に位置付けられるエネルギー導管<u>整備</u>（未利用熱を取得する導管を含む）<u>及び当該導管整備と合わせて行われる整備で次の各号に掲げる施設及びそれらの付帯施設の整備に関する事業</u> <u>一 エネルギー貯留施設</u> <u>二 エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）</u> <u>三 指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備</u> <u>四 エネルギーマネジメントシステム</u> 第３２条・第３３条 （略） 第１２編～第１４編 （略） 第１５編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 第４８条 事業主体 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業は地方公共団体<u>又は民間事業者等</u>が行う。 第４９条 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の提出 １ 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施しようとする事業主体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画」という。）を作成し国に提出するものとする。	国際競争業務継続拠点整備事業の補助対象は、次の第１項から第２項に掲げる事業とする。 １ （略） ２ エネルギー導管等整備事業 都市再生安全確保計画に位置付けられるエネルギー導管（未利用熱を取得する導管を含む）<u>、エネルギー貯留施設、エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設、コージェネレーションシステム等）、指定公共機関等の施設が既存建築物の場合は、当該施設のエネルギーの面的利用に伴い必要となる熱交換機器・受変電設備</u>及びそれらの付帯施設の整備に関する事業 第３２条・第３３条 （略） 第１２編～第１４編 （略） 第１５編 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 第４８条 事業主体 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業は、地方公共団体が行う。 第４９条 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画の提出 １ 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を実施しようとする事業主体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下「都市空間情報デジタル基盤構築支援事業計画」という。）を作成し国に提出するものとする。<u>なお、事業主体が指定都市以外の市町村（特別区を含む。）であるときは、都道府県を経由して行うものとする。</u>

改正後	改正前
一～七 （略） 2 （略） 第50条 補助対象事業 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の補助対象は、前条の事業計画の目標達成に資する事業であって、次に掲げる事業とする。 一 3D都市モデルの整備に関する事業 二 3D都市モデルの活用に関する事業 三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業 第51 国の補助 <u>1 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の全部又は一部を補助することができる。</u> <u>2 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が当該地方公共団体以外の者に対して、第50条に掲げる補助対象事業に要する費用を補助する場合、当該費用の一部を補助することができる。</u> 第16編 （略） <u>附則</u> <u>1 施行期日</u> <u>改正後の要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 都市再生区画整理事業に係る経過措置</u> <u>本改正要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき実施されている事業及び本改正要綱の施行の日から令和9年度末までの期間に事業着手する事業であって、改正前の要綱の第6条の3に掲げる要件を満たす地区に該当す</u>	一～七 （略） 2 （略） 第50条 補助対象事業 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の補助対象は、前条の事業計画の目標達成に資する事業であって、次に掲げる事業とする。 一 3D都市モデルの整備に関する事業 二 3D都市モデルの活用に関する事業 三 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業 第51条 国の補助 国は、予算の範囲内において、事業主体に対し、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の実施に要する費用の全部又は一部を補助することができる。 （新設） 第16編 （略）

改正後	改正前
<u>るものは、なお従前の例によるものとする。</u> <u>3 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業に係る経過措置</u> <u>当該事業のうち、民間事業者等が事業主体となる事業への支援期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとし、令和12年度中に見直しを行うものとする。</u>	